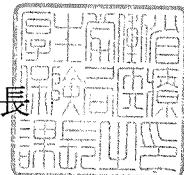


保医発1130第4号
平成24年11月30日

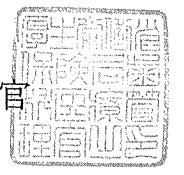
地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(16)中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。
(18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する
ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧对照表)

② 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

| 現 行 | 改 正 後 | 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 |
|---|---|---|
| 第2章 特掲診療料 第3部 檢査 D 0 1 4 自己抗体検査 (1 6) 「2 3」の I g G 4 は、ネフェロメトリー法又は T I A 法による。 | D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (1 7) 略 | 第2章 特掲診療料 第3部 檢査 D 0 1 4 自己抗体検査 (1 6) 「2 3」の I g G 4 は、ネフェロメトリー法による。 |
| D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (1 7) 略 | (1 8) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「1 0」結核菌群リファンピシシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する | D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (1 7) 略 |
| | ウ 当該検査は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 | (1 8) 略 |
| | | (1 9) 略 |